

## ⇩ 会社法における定款の作成

**Q** : 会社法になった場合、定款の作成も変わってきますか？

**A** : 次のような点で変わってきます。

### 【解説】

定款とは、会社の組織や基本的事項について定めたものですが、会社を設立する場合には、この定款を作成し、公証人の認証を受けなければなりません。

会社法が施行されますと、定款に記載する事項のうち、次のような点が変わることとなります。

- ① 目的  
目的の表現が現行法のように厳格でなくなる。
- ② 商号  
類似商号に対する規制はなくなる。
- ③ 会社が発行する株式の総数  
会社の成立時まで決定すればよい。
- ④ 会社の設立に際して発行する株式の総数  
規定する必要なし。
- ⑤ 会社が公告を為す方法  
任意記載事項とされ、特に定めがない場合は官報によることとなる。
- ⑥ 設立に際して出資される財産の価額又は最低額  
新設事項。

主な変更点を挙げてみましたが、定款には、絶対的記載事項と相対的記載事項がありますので、認証を受ける前に検討してみてください。

